

## 令和3年度中央市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度中央市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,645,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
12 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 負 担 金
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
17 寄 附 金	
	1 寄 附 金
18 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
19 繰 越 金	
	1 繰 越 金
21 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
250,658	13	250,671
250,658	13	250,671
2,104,005	237,636	2,341,641
1,526,509	83,103	1,609,612
571,068	154,533	725,601
910,783	16,365	927,148
533,294	14,536	547,830
296,111	1,829	297,940
253,003	50,000	303,003
253,003	50,000	303,003
883,550	△603,077	280,473
863,550	△603,077	260,473
100,000	1,211,131	1,311,131
100,000	1,211,131	1,311,131
1,945,599	△9,400	1,936,199
1,945,599	△9,400	1,936,199
15,742,473	902,668	16,645,141

歳 出

款		項	
2	総務費		
		1	総務管理費
		6	防災費
3	民生費		
		1	社会福祉費
		2	児童福祉費
		3	生活保護費
4	衛生費		
		1	保健衛生費
6	農林水産業費		
		1	農業費
8	土木費		
		2	道路橋梁費
		4	都市計画費
		5	住宅費
9	消防費		
		1	消防費
10	教育費		
		1	教育総務費
		2	小学校費
		3	中学校費
		4	社会教育費
		5	保健体育費
13	諸支出金		
		2	基金費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,595,707	30,214	1,625,921
1,052,435	27,150	1,079,585
88,139	3,064	91,203
5,190,739	130,111	5,320,850
2,122,427	65,962	2,188,389
2,669,277	34,149	2,703,426
333,647	30,000	363,647
1,157,871	67,298	1,225,169
706,252	67,298	773,550
502,759	8,568	511,327
482,764	8,568	491,332
1,716,746	102,132	1,818,878
455,780	28,337	484,117
1,188,837	73,445	1,262,282
29,250	350	29,600
509,601	7,296	516,897
509,601	7,296	516,897
2,042,263	6,675	2,048,938
132,600	27	132,627
969,985	5,139	975,124
150,927	1,186	152,113
193,262	158	193,420
595,489	165	595,654
594,597	550,374	1,144,971
594,596	550,374	1,144,970
15,742,473	902,668	16,645,141

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	1 総務管理費	職員管理費	2,310
		財産総合管理費	3,139
		行政事務電算化推進事業	5,294
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援総合拠点施設整備事業	12,400
8 土木費	2 道路橋梁費	田富玉穂大津線道路整備事業	136,480
		市道 3169 号線歩道整備事業	27,300
	4 都市計画費	中央市道玉穂中央通り線整備事業	440,996
		都市公園建設事業	248,910
10 教育費	2 小学校費	玉穂南小学校施設整備事業	1,100
合 計			877,929

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額 (千円)
中央市広報紙印刷業務委託	令和4年度	11,466
中央市子育て支援センター指定管理委託料	令和4年度から 令和8年度まで	141,900
中央市玉穂B&G海洋センター指定管理委託料	令和4年度から 令和8年度まで	40,400
中央市学校給食センター調理・配送業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	646,800
合 計		840,566

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
公共事業等債	85,000	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に は、その債権 者と協議する。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間及び償 還期間を短縮 し、若しくは、 繰上償還又は 低利に借換え することがで きる。	183,900	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に は、その債権 者と協議する。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間及び償 還期間を短縮 し、若しくは、 繰上償還又は 低利に借換え することがで きる。
地方道路等 整備事業債	203,900				59,400			
合併特例事業債	629,800				666,000			



## 令和3年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,122千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,225,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 県 支 出 金	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金
6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
7 繰 越 金	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,262,411	700	2,263,111
2,262,411	700	2,263,111
279,404	3,523	282,927
279,404	3,523	282,927
1	27,899	27,900
1	27,899	27,900
3,193,292	32,122	3,225,414

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	
	1 療 養 諸 費
6 基 金 積 立 金	5 葬 祭 諸 費
	1 基 金 積 立 金
7 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,216,534	1,100	2,217,634
1,919,837	700	1,920,537
2,100	400	2,500
3	30,744	30,747
3	30,744	30,747
23,118	278	23,396
3,118	278	3,396
3,193,292	32,122	3,225,414



## 令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 諸 収 入	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,990	182	3,172
270	182	452
313,236	182	313,418

歳 出

款	項
4 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
270	182	452
270	182	452
313,236	182	313,418



## 令和 3 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,956 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,223,024 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 保 險 料	
	1 介 護 保 險 料
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
7 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
442,167	978	443,145
442,167	978	443,145
490,420	1,065	491,485
365,129	852	365,981
125,291	213	125,504
537,160	1,147	538,307
537,160	1,147	538,307
283,197	531	283,728
270,148	531	270,679
331,367	△477	330,890
331,367	△477	330,890
55,849	77,712	133,561
55,849	77,712	133,561
2,142,068	80,956	2,223,024

歳 出

款	項
2 保 険 給 付 費	
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費
	3 そ の 他 諸 費
6 基 金 積 立 金	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費
	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,954,705	4,253	1,958,958
5,421	1,696	7,117
1,883	57	1,940
45,386	2,500	47,886
30	76,703	76,733
30	76,703	76,733
2,142,068	80,956	2,223,024



## 令和3年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 公共下水道事業収益	796,836千円	2,227千円	799,063千円
第2項 営業外収益	512,945千円	2,227千円	515,172千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 公共下水道事業費用	796,836千円	2,227千円	799,063千円
第1項 営業費用	668,334千円	3千円	668,337千円
第3項 特別損失	2,495千円	2,224千円	4,719千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額113,954千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,842千円、当年度分損益勘定留保資金91,112千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	691,777千円	△594千円	691,183千円
第2項 補助金	285,047千円	△594千円	284,453千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	806,313千円	△1,176千円	805,137千円
第1項 建設改良費	270,802千円	△1,176千円	269,626千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	31,502千円	△915千円	30,587千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「375,052千円」を「376,441千円」に改める。